



管内の労働災害発生状況・ 職長等の安全衛生教育の法改正について

「食料品製造業 職長教育準備セミナー」

令和4年8月23日（火）

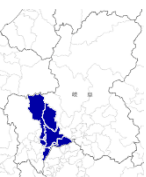
厚生労働省 岐阜労働局
岐阜労働基準監督署 安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1. 管内の労働災害発生状況について**
- 2. 職長等の安全衛生教育の法改正について**

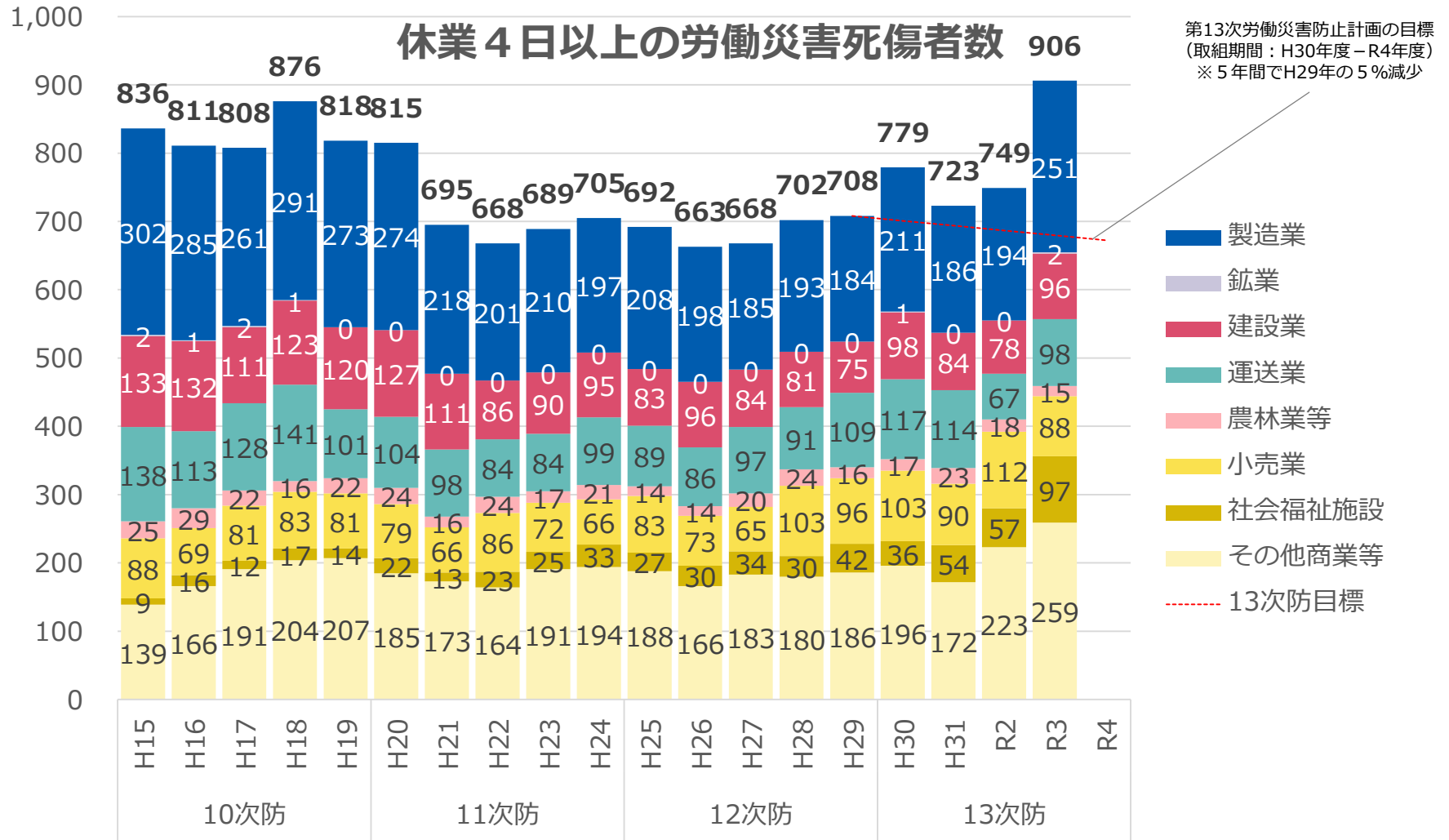
管内の労働災害発生状況について

岐阜労働基準監督署



業種別労働災害死傷者数の推移（岐阜労働基準監督署）

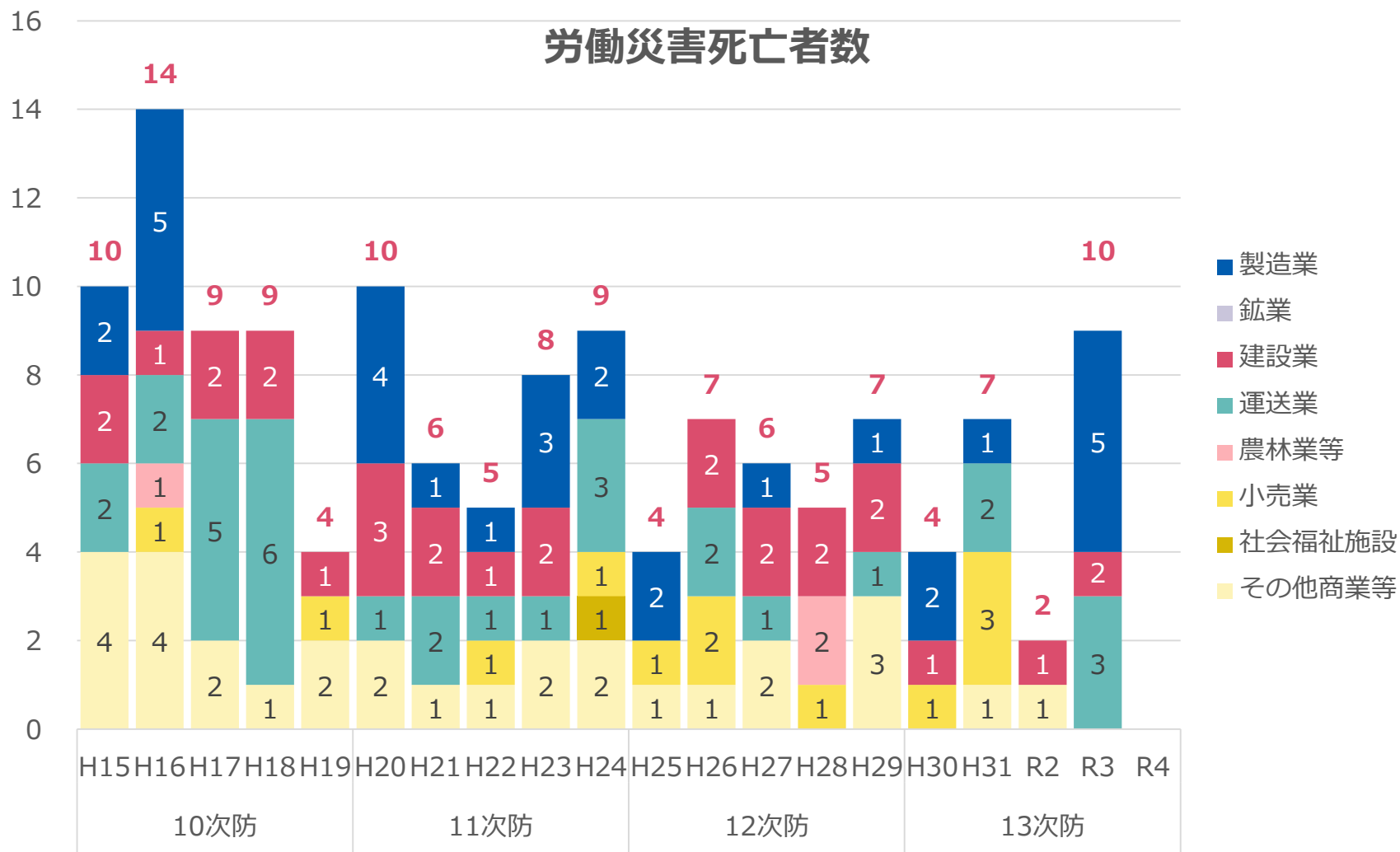
新型コロナウイルス感染症によるものを除くと令和2年は730人、令和3年は778人でした。



休業4日以上の死傷災害（各年の1月から12月まで）。労働者死傷病報告による。新型コロナウイルス感染症によるものを含む。

業種別労働災害死亡者数の推移（岐阜労働基準監督署）

長期的には減少傾向にあります。令和3年は10人が亡くなりました。

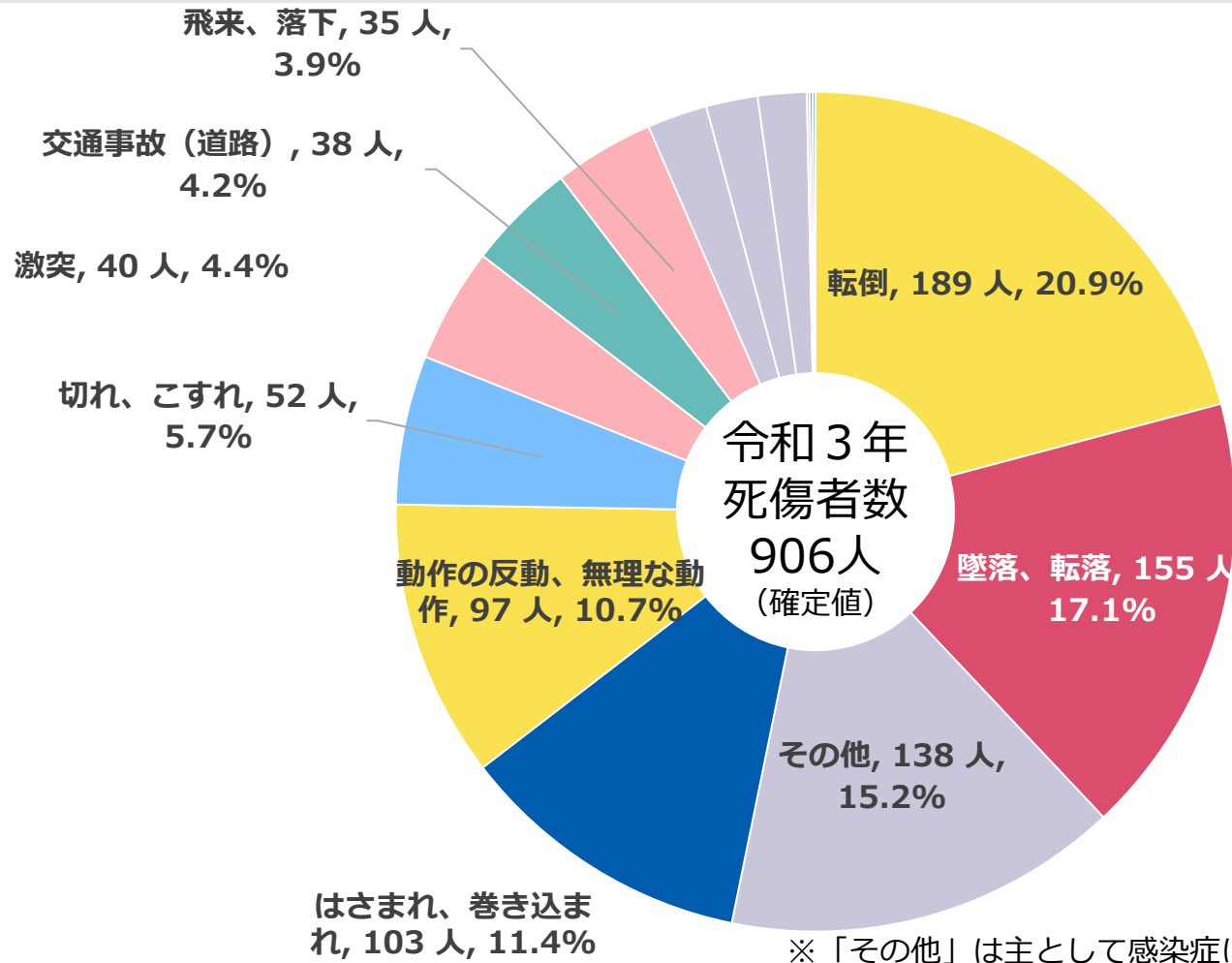


H15-R2：確定値 R3：10月末速報値

死亡災害（各年の1月から12月まで）。労働者死傷病報告ほかによる。新型コロナウイルス感染症によるものを含む。

令和3年の労働災害傾向

「転倒」「墜落、転落」「はさまれ、巻き込まれ」「動作の反動等」で6割を占めます。

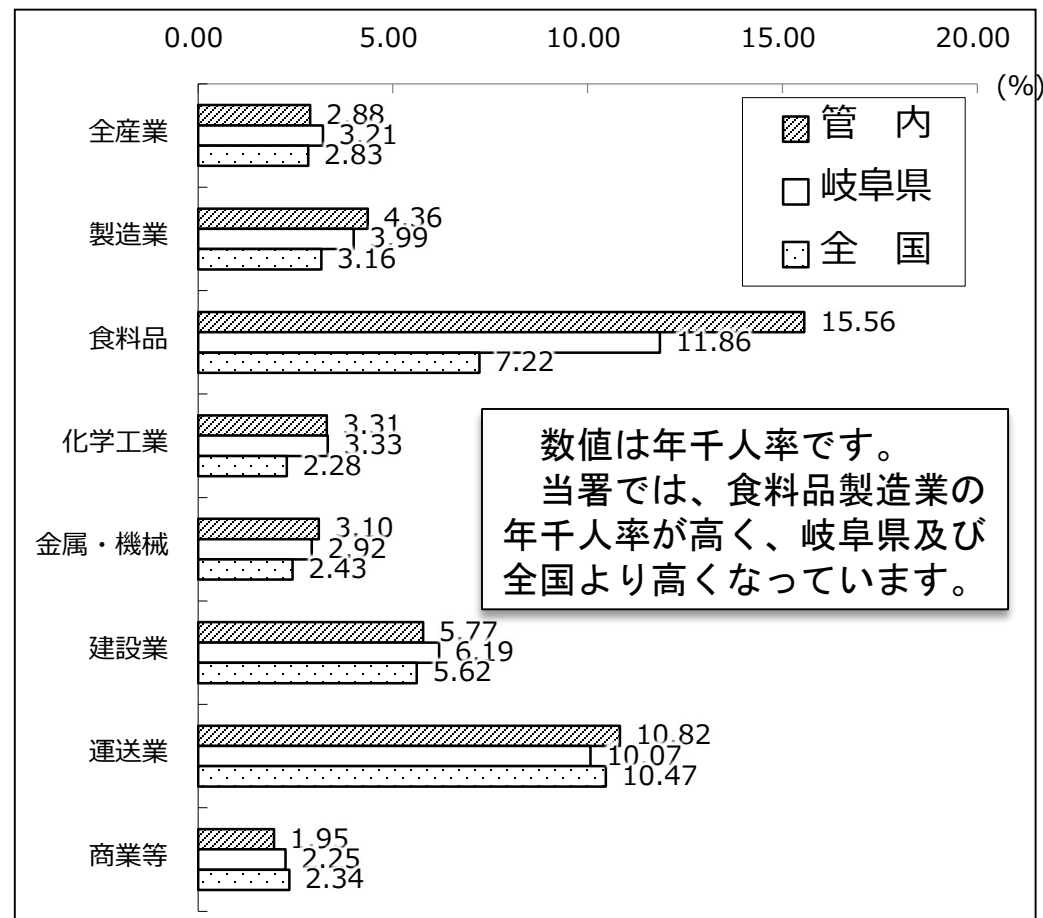


令和3年における業種別労働災害発生状況（製造業）

令和3年において食料品製造業の災害発生件数は前年比87.0パーセント増加しています。

食料品製造業は製造業の中では発生件数が最も多く、発生件数対前年比も上位に位置付けています。

業種別	年 別		対前年比	業種別 構成比
	2年	3年		
全産業	(2) 749	(10) 906	157 21.0%	100.0%
製造業	194	(5) 251	57 29.4%	27.7%
食料品	54	(2) 101	47 87.0%	11.1%
繊維工業	10	4	-6 -60.0%	0.4%
衣服その他	3	3		0.3%
木材木製品	2	3	1 50.0%	0.3%
家具装備品	10	8	-2 -20.0%	0.9%
パルプ・紙加工	6	9	3 50.0%	1.0%
印刷・製本	3	6	3 100.0%	0.7%
化学工業	12	17	5 41.7%	1.9%
窯業土石製品	5	4	-1 -20.0%	0.4%
鉄鋼業	9	5	-4 -44.4%	0.6%
非鉄金属	6	4	-2 -33.3%	0.4%
金属製品	22	(2) 34	12 54.5%	3.8%
一般機械器具	7	15	8 114.3%	1.7%
電気機械器具	3	3		0.3%
輸送用機械等	15	(1) 18	3 20.0%	2.0%
電気・ガス・水道	2	3	1 50.0%	0.3%
その他	25	14	-11 -44.0%	1.5%

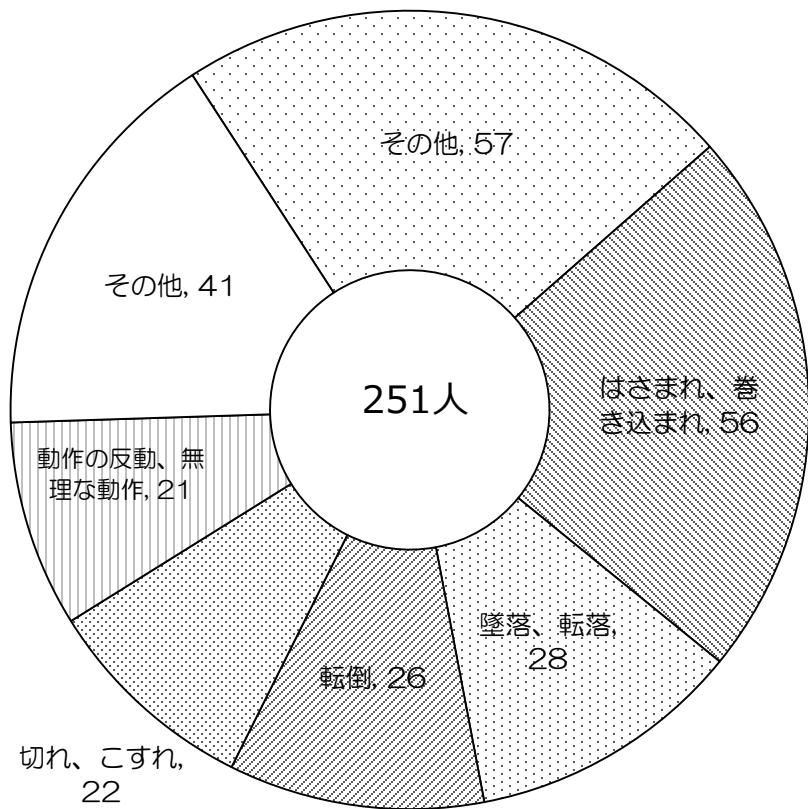


「年千人率」とは、1年間の労働者1,000人当たりが発生した死傷者の割合を示すもの7です。

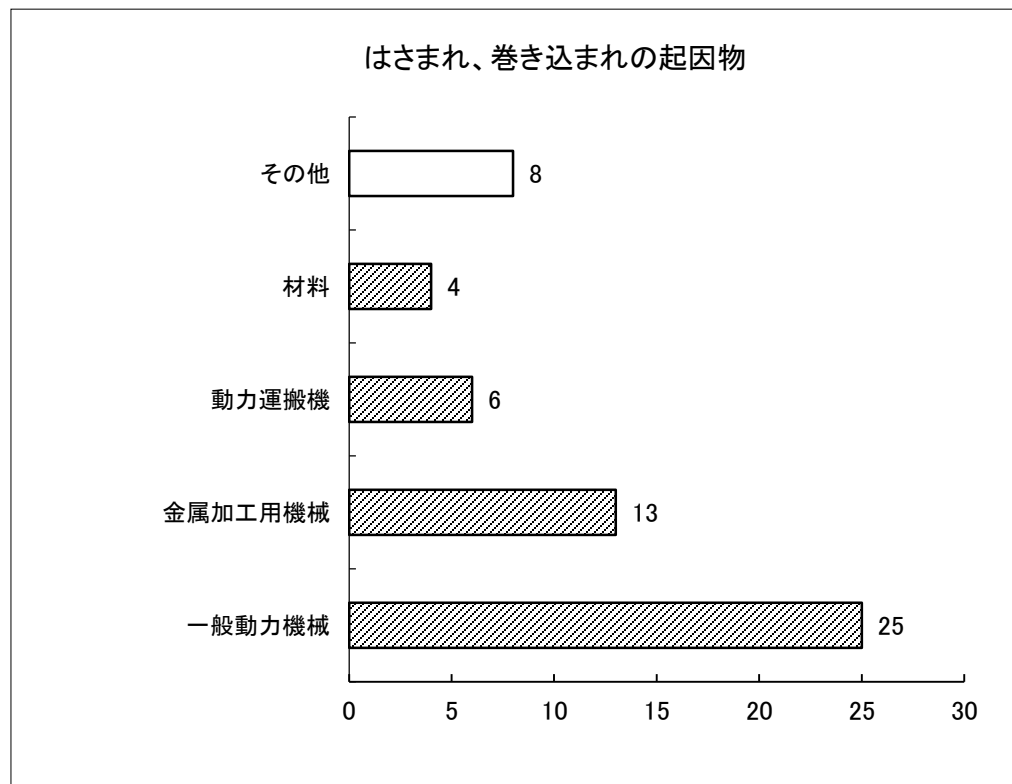
製造業における労働災害発生状況

事故の型は「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く、その中でも「一般動力機械」による事故が最も多い状況です。

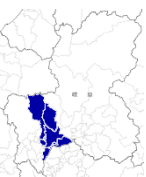
事故の型別発生状況



はさまれ、巻き込まれの起因物



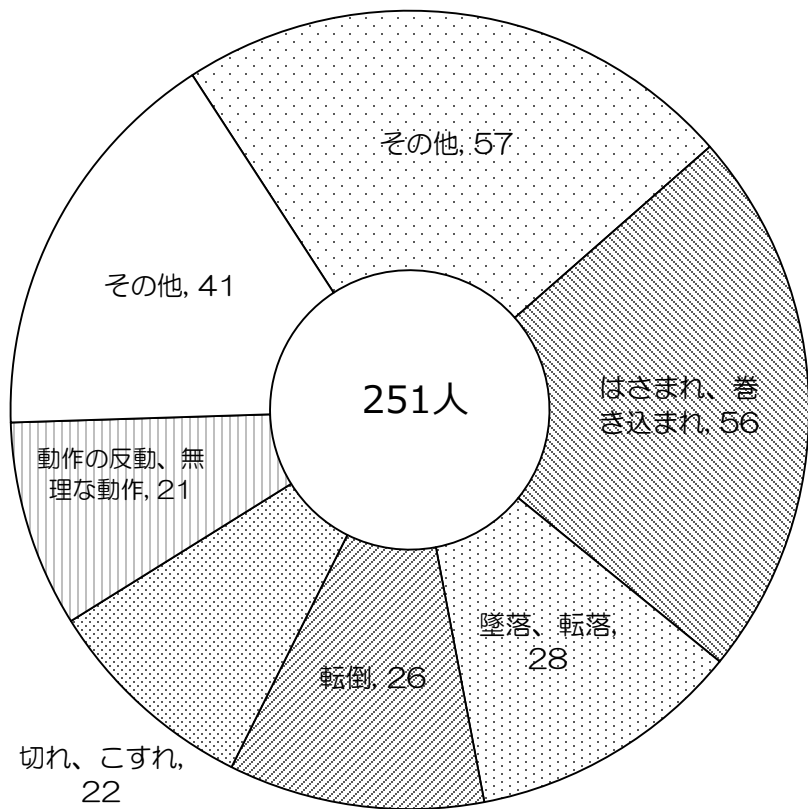
※一般動力機械には「食品加工用機械」を含みます。



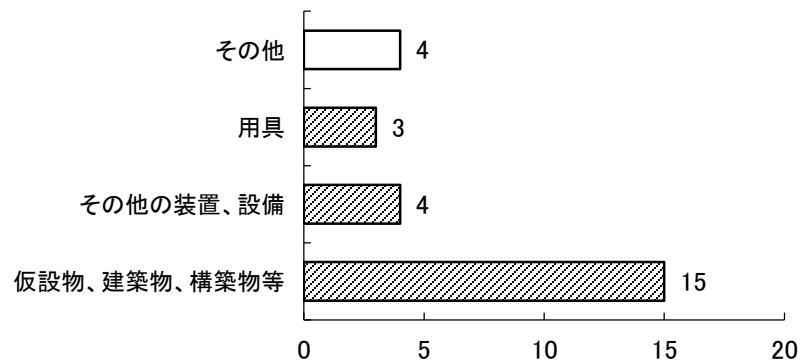
製造業における労働災害発生状況

仮設物、建築物、構築物等に起因する転倒、墜落、転落、用具からの墜落、転落が多い状況です。

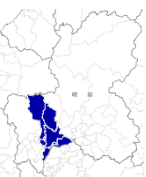
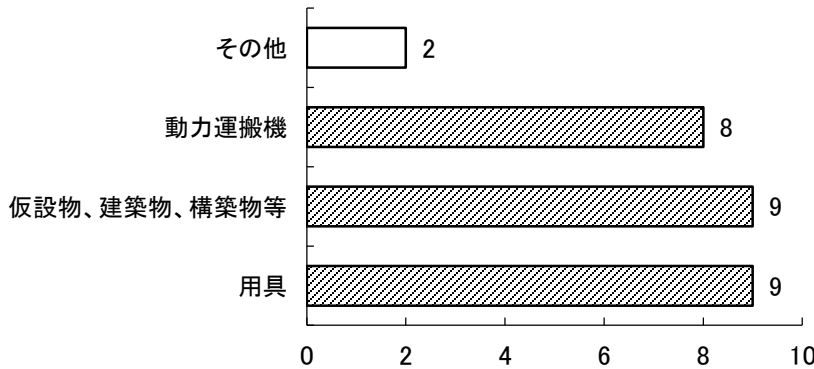
事故の型別発生状況



転倒の起因物



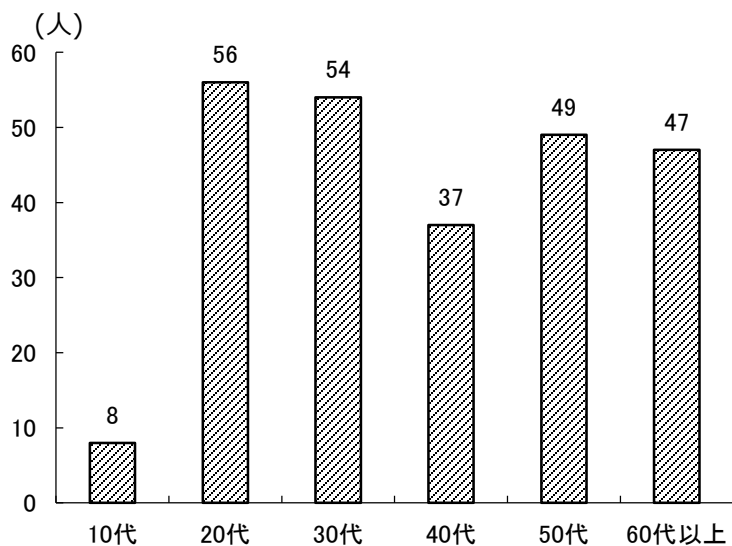
墜落、転落の起因物



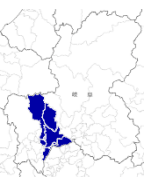
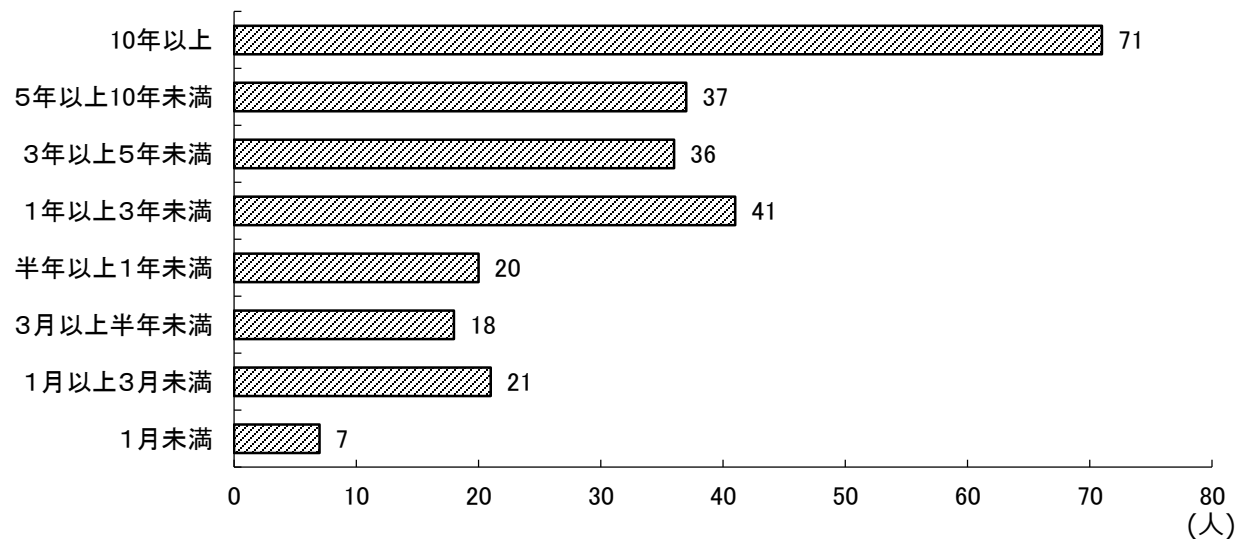
製造業における労働災害発生状況

ベテラン労働者が被災する事案が多い状況です。

④ 年齢別



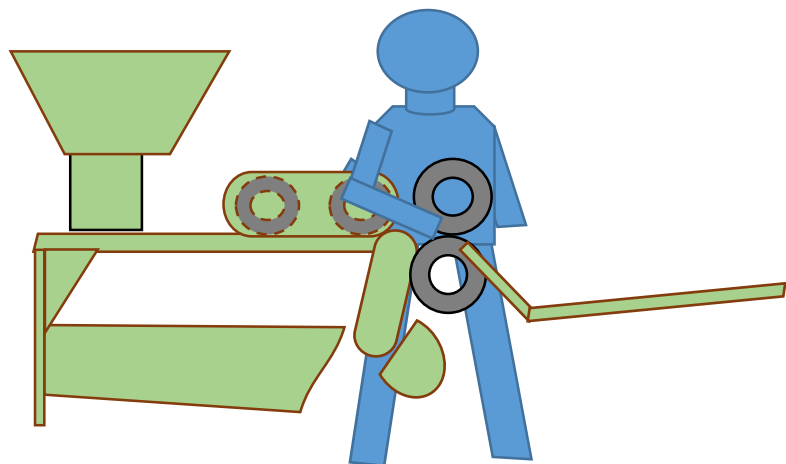
⑤ 経験期間別



令和3年の労働災害事例

食料品製造業においては、身体の一部を失うような重篤な災害が発生しました。

機械の回転部分に右腕を巻き込まれて切断



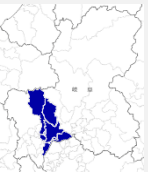
再発防止対策

- ①回転部分と身体の一部が接触しないような覆いやカバーを設置すること。
- ②機械の清掃等の作業を行わせるときは確実に機械の運転を停止させること。
やむを得ず機械を稼働させたまま作業を行わせるときは、安全に作業させることのできる治具等を使用させること。

回転軸にはカバーを。

製菓製造工場。製菓製造機械の清掃および調整作業を行っていた時、機械の運転を停止させずに回転している型の手前にあった菓子の破片を除去しようと、手袋を着用したまま、右手を入れたところ、回転している2つの型の間で右腕を巻き込まれた。

職長等の安全衛生教育の
法改正について
岐阜労働基準監督署



労働安全衛生法施行令の改正により令和5年4月1日から職長等の安全衛生教育の対象業種が拡大されます。

事業者には、法律上、職長等の安全衛生教育実施義務が課せられています。

労働安全衛生法第六十条

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

労働安全衛生法施行令の改正により令和5年4月1日から職長等の安全衛生教育の対象業種が拡大されます。

「**食品製造業**」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに安全衛生教育の対象業種になります。

従来、職長等の安全衛生教育の対象業種は.....

一 建設業

二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 食品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）

ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）

ハ 衣服その他の繊維製品製造業

ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）

ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

三 電気業

四 ガス業五自動車整備業

でした。（労働安全衛生法施行令第19条参照）



労働安全衛生法施行令の改正により令和5年4月1日から職長等の安全衛生教育の対象業種が拡大されます。

「**食品製造業**」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに安全衛生教育の対象業種になります。

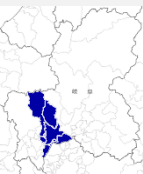
今般、職長等の安全衛生教育の対象業種に……

一 **食品製造業**

二 **新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業**

が追加されます。（新労働安全衛生法施行令第19条参照）

※「食品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業）」はすでに対象となっています。



労働安全衛生法施行令の改正により令和5年4月1日から職長等の安全衛生教育の対象業種が拡大されます。

職長とはなんですか。

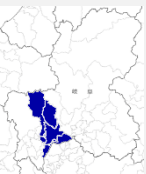
職長とは？

「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」と定められています（労働安全衛生法第60条）。

職長とは総称に過ぎず、事業場によっては、監督、班長、リーダー、作業長等さまざまな名称で呼ぶことができます。

仕事を行う上で、現場で指揮命令する人が職長です。

（出典 中災防発行「職長の安全衛生テキスト」から抜粋）

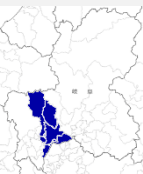


労働安全衛生法施行令の改正により令和5年4月1日から職長等の安全衛生教育の対象業種が拡大されます。

どのようなことを教育すればよいのでしょうか。

労働安全衛生規則第40条第2項

法第六十条の安全又は衛生のための教育は、次の表の上欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる時間以上行わなければならないものとする。



労働安全衛生法施行令の改正により令和5年4月1日から職長等の安全衛生教育の対象業種が拡大されます。

どのようなことを教育すればよいのでしょうか。

事 項	時間
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 1 作業手順の定め方 2 労働者の適正な配置の方法	2時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 1 指導及び教育の方法 2 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 1 危険性又は有害性等の調査の方法 2 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間
異常時等における措置に関すること 1 異常時における措置 2 災害発生時における措置	1.5時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 1 作業に係る設備及び作業場の保守管理の方法 2 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間